

顕彰規程

第1章 総則

(本規程の目的)

第1条 本規程は、定款第4条第2号の表彰事業の一つとして行う協会顕彰の手続きについて定めることを目的とする。

(表彰の種類及び対象)

第2条 賞の種類及び対象は、次の通りとする。

(1) 研究開発功績賞 VEの理論及び技法の研究開発について特に功績があったと認められた者及び優れた研究論文、報告書並びに関連図書を著作した者又は組織を対象とする。

(2) 普及功労賞 永年にわたりVEの普及促進について特に顕著な業績をあげたと認められた者又は組織を対象とする。

(3) 協会賞 ① 個人表彰

本会事業の維持・発展又はVEの普及・発展について特に顕著な功績があったと認められた者を対象とする。

② 団体表彰

本会の活動に関連して社会全般にわたり特に顕著な功績があったと認められた組織、又はVEを実施し、当該組織の発展に貢献する活動があったと認められた組織を対象とする。

2 前項第3号の協会賞の種類及び対象は「表彰に関する一般基準」に定める通りとする。

第2章 協会顕彰の手続き

(候補者等の公募)

第3条 本会は、前条各賞の候補者（個人又は組織）を年に1回公募する。

2 前項の候補者（個人又は組織）は、本会の会員に限定しないものとする。

3 VE活動奨励賞は、当該組織のVE活動に関与したCVS又はVES有資格者からの推薦を必要とし、当該組織の自薦は不可とする。

（候補者等の推薦）

第 4条 前条の公募と別に、次の委員会又は役員等は、「表彰に関する一般基準」に定めるVE活動優秀賞及びVE活動奨励賞を除く各賞の候補者（個人又は組織）を推薦することができる。

- (1) 支部運営委員会
- (2) 理事及び参与

（推薦の手続き）

第 5条 前条の委員会又は役員等は、「表彰に関する一般基準」に定めるVE活動優秀賞及びVE活動奨励賞を除く各賞の候補者（個人又は組織）を推薦する場合、毎年定める指定期日までに所定様式の顕彰推薦書を事務局経由で会長へ提出するものとする。

（VE活動優秀賞の応募）

第 6条 VE活動優秀賞に応募する組織（企業、企業の部門又は団体）は、毎年定める指定期日までに所定様式の応募書を事務局に提出し、審査料220,000円（税込）を支払うものとする。

（VE活動奨励賞の応募）

第 7条 VE活動奨励賞に応募する企業は、CVS又はVES有資格者の推薦を得て毎年定める指定期日までに所定様式の応募書を事務局に提出し、審査料110,000円（税込）を支払うものとする。

（審査組織）

第 8条 本会は、第 2 条各賞の審査を行うため、審査・認定委員会の中に顕彰審査部会（以下「本部会」という。）を設置する。

- 2 本部会の構成及び運営等は、同部会部会長の同意を得て、会長が別に定めるものとする。

（授 賞）

第 9条 第 2 条各賞の授賞は、本部会での審査結果をもとに、理事会が決定するものとする。

- 2 前項の決定に際し、受賞候補者と利害関係にある理事は、議決権を行使することができないものとする。
- 3 本会は、第 1 項の決定により第 2 条の各賞を受賞することになった個人又は組織に、その旨を書面で速やかに通知する。

(受賞者等の公表)

第10条 本会は、会長から第2条の各賞を受賞する個人及び組織に賞牌を授与し、その個人及び組織の名前及び受賞理由をホームページ等で公表する。

(受賞式の開催)

第11条 本会は、第2条の各賞の授賞式を、原則として毎年1回「VE全国大会」において行う。

(受賞報告)

第12条 VE活動優秀賞の受賞企業又は部門は、原則として「VE全国大会」において受賞報告を行うものとする。

(表彰についての事務)

第13条 表彰についての事務は、事務局が行う。

第3章 雑 則**(補 則)**

第14条 本規程の実施に必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(本規程の改廃)

第15条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

1. 本規程は、1984年6月15日より施行する。
1. 2000年9月1日 改定
1. 2001年9月6日 改定
1. 2003年9月2日 改定
1. 2010年11月18日 改定
1. 2016年3月14日 改定
1. 2023年4月1日 改定
1. 2025年3月12日 改定